

15. 水道原水取水地点

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
及び北海道のホームページより抜粋）

概要

水道原水とは、水道事業者が、河川から取水施設により取り入れた水道事業又は水道用水供給事業のための原水のことです。（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第2条第2項）

取水地点とは、水道原水に係る取水施設が設置されている地点のことです。（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第2条第3項）

水道水質の安全確保

北海道は、広大な面積を有し、豊かな自然環境に恵まれていることから、全国と比べて比較的良好な状態に保たれた河川や地下水などにより、良質で豊富な水道水の確保が図られていますが、エキノкокクスやクリプトスポリジウムなどの病原生物や各種の有害物質による汚染等が懸念されています。

また、降雨時においてこれまで想定されなかった高濁度原水が発生し、大規模な断水を余儀なくされた事例も発生しています。

これらの問題に対応していくためには、引き続き良質な水源の確保や既存水源の保全を図るとともに、各種の高度浄水施設の整備を効果的に実施していく必要があります。

また、特にクリプトスポリジウムについては、北海道は表流水を水源とする比率が高いことから、厚生労働省が取りまとめ、平成19年4月1日より適用している「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づいた対策を徹底する必要があります。（北海道の水道2水道事業の課題）

15. 水道原水取水地点

(市町村及び環境省のホームページより抜粋)

[上水道施設の配置 音更町]

[国土交通省国土調査 (土地分類調査・水調査)「主要水系調査 (一級水系) 利水現況図」GISデータ (水道用水に係る取水施設・その他関連施設・水路、受益地区) を集約・加工 (EADAS)]

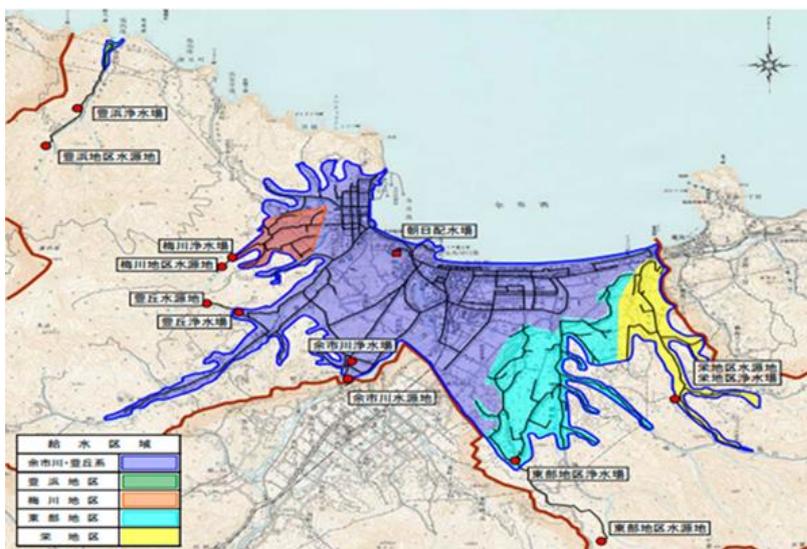


- 取水施設・その他関連施設 (水道用)**
- ▲ 取水施設 (自然取水 (上水道))
 - ▲ 取水施設 (自然取水 (簡易水道))
 - ▲ 取水施設 (自然取水 (専用水道))
 - ▲ 取水施設 (自然取水)
 - ◆ 取水施設 (樗門樋管 (上水道))
 - ◆ 取水施設 (樗門樋管 (簡易水道))
 - ◆ 取水施設 (樗門樋管)
 - 取水施設 (ポンプ場 (上水道))
 - 取水施設 (ポンプ場 (簡易水道))
 - 取水施設 (ポンプ場 (専用水道))
 - 取水施設 (ポンプ場)
 - ◆ 取水施設 (取水堰 (上水道))
 - ◆ 取水施設 (取水堰 (簡易水道))
 - ◆ 取水施設 (取水堰 (専用水道))
 - ◆ 取水施設 (取水堰)
 - ▲ 取水施設 (集水埋渠等 (上水道))
 - ▲ 取水施設 (集水埋渠等 (簡易水道))



↓ 拡大

[給水区域・水道施設の配置 余市町]



16. すぐれた自然地域

（北海道自然環境保全指針より抜粋）

概要

すぐれた自然地域とは、自然を構成する要素である植物、動物、地形・地質、景観等の規模や資質に着目すると、その原始性、稀少性、学術性、景観美等において、他の地域より比較的秀でている自然の地域のことです。

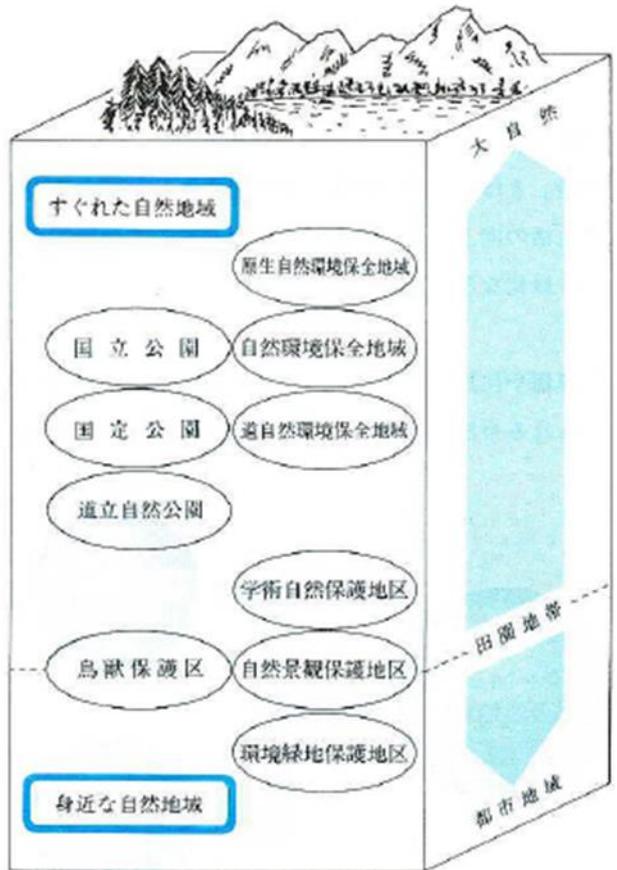
すぐれた自然地域の考え方

自然は、いうまでもなく人間を含めたあらゆる生命を育む母胎であり、人間の生存と精神に限りない恵みを与えるかけがえのない存在である。

それゆえ、自然の有する価値については本質的に優劣はありえないものであり、本道の全ての自然について、その特性や仕組みを十分に理解するとともに、自然からの恵みを将来にわたって確保するため、その持続的で効果的な保護と利用を図る必要がある。

このような基本認識のもとに、「すぐれた自然地域」は、本道の多様な自然地域の中から、自然を構成する要素である植物、動物、地形・地質、景観等に着目し、規模や資質等一定の価値判断に基づき、それらが他の地域より比較的秀でている地域として抽出されたもの。

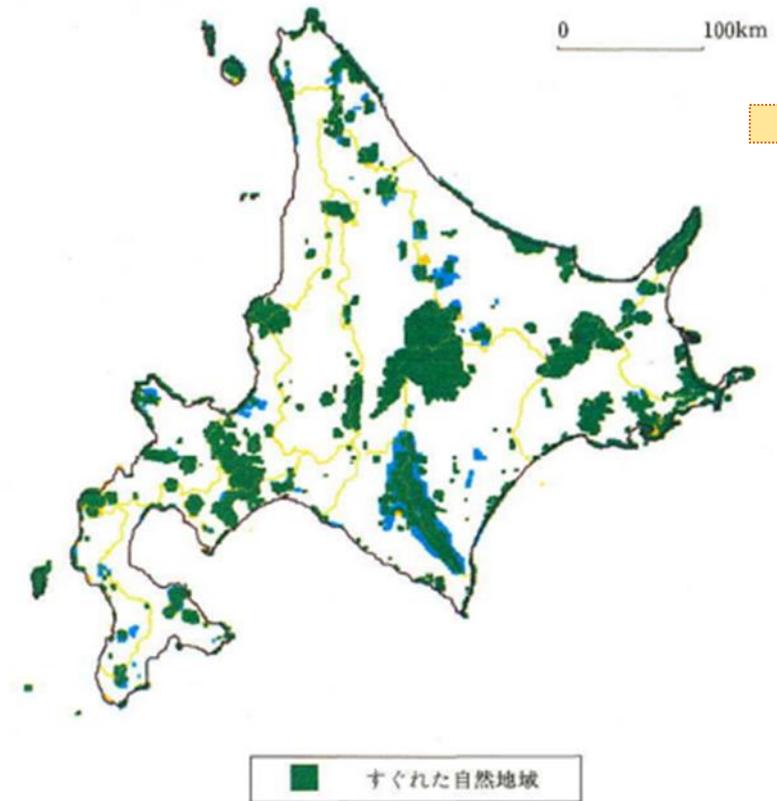
〔既存法令の指定区域を区別したイメージ図〕



16. すぐれた自然地域

（北海道自然環境保全指針より抜粋）

[地域トータル図]



[すぐれた自然地域一覧]

No	すぐれた自然地域	すぐれた自然の要素		主要な位置	保全水準 資保利	市町村名	備 考
		要素	内 容				
1	相 沼 湖	天然林	エゾイタヤシナノキ群落等	相沼湖周辺	4 3 3	熊石町	・相沼湖自然景観保護地区
		水鳥類飛来地	カモ類等	相 沼 湖	4 3 2		
		すぐれた人工湖沼	—	同 上	4 4 3		
2	厚沢部川流域	分布上重要な植物生育地	ゴヨウマツ 自生北限地	鶺川上流	2 1 2	厚沢部町	・天然記念物（国） 「鶺川ゴヨウマツ 自生北限地帯」
		特殊鳥類繁殖地	クマガラ	同 上	3 3 2		
		天然林	エゾイタヤシナノキ群落等	浮 島 周 辺	4 3 3		
3	浮 島	水鳥類飛来地	カモ類等	高	4 3 2	北松山町	・浮島環境緑地保護地区
		特異な地形・景観	浮島	同 上	4 1 2		
				(中略)			
27	知 床 半 島	大規模な原生林	エゾマツトドマツ群落、エゾマツ-ダケカンバ群落等	知床半島	2 1 1	斜 里 町	・知床国立公園 ・遠音別岳原生自然環境保全地域
		日本を代表する高山植生	ハイマツ-コケモモ群落、シレトコスミレ	巖白岳、硫黄山、知床岳、遠音別岳高山帯	2 1 1		
		特異な海岸植生	海岸合地草原、トフノオシダ、エゾカワラナデシコ、シコタンハコベ等	知床半島	2 1 1		
		全国的レベルで重要な生物とその環境	シマフクロウ、オジロワシ、クマガラ主要繁殖地等	同 上	2 1 1		
		海獣回遊地	ゴマフアザラシ、クラカゲアザラシ等	知床岬～化石浜	3 3 2		
		海鳥類主要繁殖地	ウミウ、オオセグロカモメ等	知床半島西岸部	3 2 2		
		特異な昆虫生息地	カラフトルリシジミ	知床半島	3 1 1		
		国際的レベルで重要な火山現象とその地形	噴気孔、間欠泉等	硫黄山、巖白	1 1 2	深 川 町	・ウトロ総合学術自然保護地区
		大規模海蝕崖	—	知床半島海岸部	2 3 2		

- 区域詳細の図面は見つかりませんでした
- EADASには、すぐれた自然地域の記載がありませんでした

17. 生息地等保護区（立入制限地区）

（北海道のホームページより抜粋）

概要

生息地等保護区とは、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、環境大臣（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）第36条第1項）及び知事（北海道生物の多様性の保全等に関する条例第65条第1項）が生息地等保護区として指定した保護区のことです。

また、国内希少野生動植物種とは、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（または亜種・変種）のことです。（環境省HPより）

北海道は、生息地等保護区として、日高振興局管内様似町のアポイ岳地区及び幌満岳地区の2カ所に、ヒダカソウ生育地保護区を指定しています。

生息地等保護区内における行為の制限

生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認める区域を、管理地区として指定することができる。（北海道生物の多様性の保全等に関する条例第66条第1項）

管理地区の区域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。（北海道生物の多様性の保全等に関する条例第66条第4項）

- ・ **建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。**（他省略）

管理地区の区域内で指定希少野生動植物種の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。（北海道生物の多様性の保全等に関する条例第67条第1項）

立入制限地区は、何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。

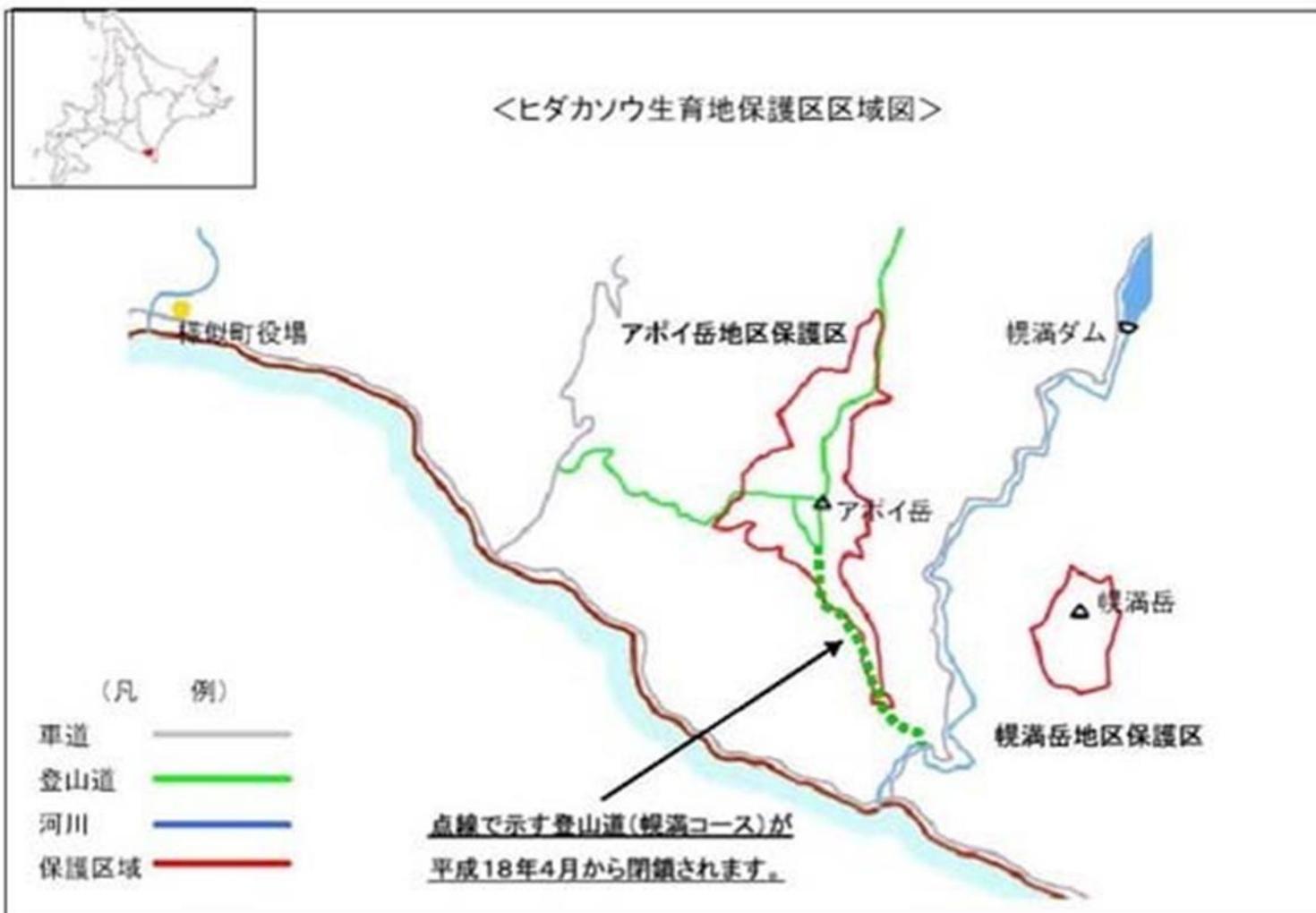
保護区の全域が管理地区で、管理地区の全域を立入制限地区とし、立入を禁止しています。

17. 生息地等保護区（立入制限地区）

（北海道及び環境省のホームページより抜粋）

[ヒダカソウ生育地保護区]

[環境省自然環境局野生生物課提供の生息地等保護区情報（EADAS）]



※北海道は表示がありませんでした。



18. 世界遺産

（環境省及び文化庁のホームページより抜粋）

概要

世界遺産とは、人類共通のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくべき宝物のことです。世界遺産には、文化遺産と自然遺産があり、令和3年7月現在で、25件の建造物等が登録されています。自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然景観」「生物多様性」のいずれかを満たす必要があり、日本では「知床」「白神山地」「屋久島」が登録されています。

重要文化財における現状変更等の制限

重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。（文化財保護法第43条第1項）

また、文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。（文化財保護法第43条第3項）

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。（文化財保護法第125条第1項）

自然遺産地域の保全制度

日本では、遺産地域の保全に限定された特別の法制度はありませんが、世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくことを目標とし、**保全に係る各種法律や制度により、その管理が行われています。**

現在登録されている遺産地域の保全を担保している制度としては、以下のものが挙げられます。

- ・原生自然環境保全地域
- ・自然公園
- ・森林生態系保護地域
- ・天然記念物

18. 世界自然遺産

（環境省のホームページより抜粋）

[自然遺産地域 知床]

[国土交通省「国土数値情報（世界遺産）平成23年度」をもとに加工（EADAS）]

